

群馬大学生体調節研究所附属生体情報ゲノムリソースセンター利用規程

平成16. 12. 1 制定

改正 平成19. 3. 15 平成24. 4. 1

平成26. 4. 1 令和 5. 4. 1

令和 6. 7. 22

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学生体調節研究所附属生体情報ゲノムリソースセンター規程（以下「センター規程」という。）第14条の規定に基づき、群馬大学生体調節研究所附属生体情報ゲノムリソースセンター（以下「センター」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(利用の条件)

第2条 センターは、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）及び研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学省・環境省令第1号）に定める遺伝子組換え実験等及びその他の遺伝子実験に関する教育・研究及び教育訓練を行う場合に利用できるものとする。

2 遺伝子組換え実験等は、国立大学法人群馬大学遺伝子組換え実験等実施要領第4の規定に基づく手続を経なければ実施することができない。

(利用資格)

第3条 実験施設を利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 本学の教職員

(2) 本学の学部学生、大学院生及び研究生

(3) 学外者のうち、学内者から紹介のあった者

(4) その他センター長が適当と認めた者

2 遺伝子組換え実験等を行う場合は、国立大学法人群馬大学遺伝子組換え実験等安全管理規程に定める実験従事者でなければならない。

3 動物実験を行う場合は、国立大学法人群馬大学動物実験安全管理規程の定めるところにより実験計画を承認された者でなければならない。

4 教育訓練を目的とする場合は、前2項の規定にかかわらずセンター長の許可を得て、センターを利用することができる。

(利用の申請)

第4条 センターを利用しようとする者は、所定の利用申請書（以下「申請書」という。）をセンター長に提出し、その許可を得なければならない。

2 センター長は、前項の申請者にセンターの利用を許可したときは、利用実験区域等を割り当て、利用許可証を交付するものとする。

3 申請及び許可期間は、利用開始日にかかわらず、当該年度を超えることはできない。

(変更の届出)

第5条 前条の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）が申請書の記載事

項を変更しようとする場合は、センター長に届け出て、改めて許可を得なければならない。

(規程等の遵守)

第6条 利用者は、この規程に定めるもののほか、遺伝子組換え実験等、研究用微生物を使用する実験、動物実験、遺伝子解析研究等に係る法令、基準、指針等を遵守して実験を行わなければならない。

2 前項の法令等の他、遺伝子組換え実験区域、動物実験区域の具体的な運営に関しては、センター長、センターの教員及びセンター長が指名する各実験区域責任者の指示に従わなければならない。

(利用者の協力義務)

第7条 利用者は、センター長、センターの教員、各実験区域責任者の指示に従い、センターの利用設備等の維持管理、教育訓練その他センターの円滑な運営に協力しなければならない。

(終了又は中止による措置等)

第8条 利用者は、教育・研究を終了又は中止したときは、速やかに実験区域内を原状に回復するとともに、遺伝子組換え実験の生物に由来するすべての廃棄物及びその他の汚染された機器を消毒し、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）及び研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学省・環境省令第1号）に従って処理しなければならない。

2 利用者は、前項の措置終了後、速やかにセンター長に終了又は中止の報告書を提出しなければならない。

(成果の公表)

第9条 利用者は、実験施設を利用して行った研究等の成果を論文として公表したときは、その旨をセンター長に報告しなければならない。

(経費の負担)

第10条 利用者は、当該利用に係わる経費の一部を別に定めるところにより負担しなければならない。

(利用承認の取消等)

第11条 センター長は、利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その者に係る利用の承認を取り消し、又は利用を一定期間停止することができる。

- (1) 第6条の諸規程に違反したとき。
- (2) 申請書記載の利用目的と相違したとき。
- (3) 利用の協力義務を怠ったとき。
- (4) センターの運営に支障を生じさせ、又はそのおそれのあるとき。

(損害賠償)

第12条 利用者が故意又は過失により機器に損害を与えたときは、利用者が賠償の責任を負うものとする。

2 機器利用中の事故等による利用者への補償は、利用者の責任による場合はもちろん、不可抗力による事故等の場合においても、利用者の負担とする。

3 やむを得ない事由によって機器の利用を中止したために損害が生じた場合、本学は責任を負わないものとする。

(秘密の保持)

第13条 利用者は、センターで知り得た秘密を他の者に漏らしてはならない。

(雑 則)

第14条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、センター運営委員会の議を経て、センター長が行う。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年7月22日から施行する。